

田 上 幼 稚 園

運 営 規 程

(施設の目的及び運営の方針)

第1条 この幼稚園（以下「本園」という。）の名称、位置及び目的は、次のとおりとする。

(1) 名称 田上幼稚園

(2) 位置 鹿児島県鹿児島市田上4丁目13番15号

(3) 目的 本園は学校教育法（昭和22年法律第26条）第77条及び第23条の規定により、幼児を保育し適当な環境を与えてその心身の発達を助長することを目的とする。

2 本園は、教育基本法（平成18年法律第120号）、学校教育法（昭和22年法律第26号）、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）その他の関係法令及び関係条例を遵守して運営する。

(子どもの区分ごとの利用定員)

第2条 本園の子ども・子育て支援法第31条第1項の利用定員は、次のとおりとする。

(1)教育標準時間の認定を受けた園児（1号認定） 180人

(提供する教育の内容)

第3条 当園は、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、幼稚園教育要領に基づき、利用子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供する。

(1)特定教育・保育（法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。以下同じ。）
教育・保育給付認定を受けた保護者（以下「保護者」という。）に係る園児に対し、当該教育・保育給付認定における保育必要量（法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。以下同じ。）の範囲内において保育を提供する。

(教育を行う日及び時間等)

第4条 本園の教育を行う日は、月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月31日から翌年1月3日を除く。

2 子ども・子育て支援法第19条第1項第1号の子ども(以下「1号認定子ども」という。)への教育の提供については、前項に規定にかかわらず、次の休業日を加える。

- (1)土曜日
- (2)夏季休業 7月21日から8月31日まで
- (3)冬季休業 12月23日から1月7日まで
- (4)学年末休業 3月23日から3月31日まで
- (5)学年始休業 4月1日から4月3日まで

3 教育を提供する時間は次のとおりとする。

- (1)教育標準時間認定に関する教育時間
10時から14時までとする。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 本園に、次の職員を置く。なお、員数は園児数等により変動することがある。

- (1)園長 1名
- (2)副園長 1名
- (3)教諭 10名程度 ※園児数の増減により変動する場合もある
- (4)園医・園歯科医・園薬剤師 各1名
- (5)事務 3名程度 ※園児数の増減により変動する場合もある

2 前項に定める職員の職種は次のとおりとする。

(1)園長

園長は教育の質の向上及び職員の資質の向上に取り組むとともに、園務を司り所属職員を指揮監督し業務の管理を一元的に行う。

(2)副園長

副園長は、園長を補佐する。

(3)教諭

教諭は学校教育法その他の関係法令に定めるところの職務を行い、小学校との連携・接続の保育を行うために担当教諭を決め、小学校との研究、協議会を行う。

(4)園医・園歯科医・園薬剤師

園医・園歯科医・園薬剤師は園児の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び支給認定保護者への相談・指導を行う。

(5)事務

事務は、当園の雑務全般を行う。

(保育料等)

第6条 本園においては、園児の居住する市町村の条例（以下「条例」という。）が定める額の基本保育料を保護者から徴収する。

2 本園においては、本園の教育の質の向上を図るため、別表に掲げる特定保育料を徴収することとする。

3 本園においては、別表に掲げる実費を徴収する。

4 その他本園の利用において通常必要とされるものに係る費用で保護者に負担させることが適当と認められるもの 園長が定める金額

(利用の開始及び終了に関する事項等)

第7条 本園の入園、退園、休園、修了等に関する事項は、園則第9条から第11条に定めるとおりとする。

2 利用の申込みのあった教育標準時間の認定を受けた者と現に本園を利用している教育標準時間の認定を受けた園児の総数が利用定員の総数を超える場合については、条例の規定により、申込みを受けた順序により決定する方法等、事前に園長が定めて保護者に明示した公正な方法により選考する。

3 前項の選考の方法その他入園に必要な手続は、毎年度、募集要項を定めて明示する。

(緊急時における対応方法及び非常災害対策)

第8条 本園においては、園児の安全の確保を図るため、鹿児島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の基準に関する条例第21条及び学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第27条の規定により学校安全計画等を策定し実施するとともに、同法第29条第1項の規定により危険等発生時対処要領を作成し訓練等を行う。

2 本園は 学校保健安全法及び条例の規定に従って、市町村、保護者等への連絡、警察署その他の関係機関との連携を図る。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第9条 本園は、園児に対する虐待を防止するため、教職員に対する研修を定期的に行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年8月1日から施行する。

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別 表

1 特定保育料の種類、支払いを求める理由及びその額

種類	支払いを求める理由	額	備考
入園時初回費用 (施設整備費、研修充実費等)	園舎等の整備、教職員の 資質向上の為	50,000 円	入園時 (日本語) 年中・年長 (英語) 最年少～年長
施設維持費	園舎等の維持費	2,000 円	・月額 (毎月 5 日)
特定職員人件費	英語クラス運営に係る費 用	20,000 円	・月額 (毎月 5 日)

2 実費徴収に係る種類、支払いを求める理由及びその額

種類	支払いを求める理由	額	備考
教材費	日常教育材料費	3,000 円	・月額 (毎月 5 日)
給食費	給食の提供に係る費用	5,000 円	・月額 (毎月 5 日)
スクールバス費用	通園バスの利用に係る費 用として	3,500 円	・月額 (毎月 5 日)
P T A 会費	P T A 運営に係る費用	500 円	・月額
学用品代	教育課程における教材費 として	11,450 円程度	・年度当初 ・文具、粘土、道具箱、 楽器等
制服、体操服代	制服、体操服に係る費用 として	32,200 円程度	・年度当初 ・鞆、靴入、夏冬制服、 帽子、夏冬体操服等
教材 (教育プログ ラム)	午後補習に係る費用とし て	1,000 円	・毎月 ・年長のみ

※なお、金額は販売価格等により変動することがある。